

平成27年度村政懇談会 地区自治会質問内容

真崎地区自治会

質問事項 (題 目)	協働でつくる自治のまちの推進や、自治会加入について
質問要旨 (内 容)	<p>協働でつくる自治のまちの推進や、自治会加入について、他の市町村で取り組み、成果を上げている件で東海村でも取り組めないか質問します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 守谷市では、「地域担当職員制度」を導入し、職員と地域が共同で地域福祉計画を策定し、推進に当たって、全職員が各自治会に張り付き、地域の住民の意見や要望、進捗状況を職員が直接聞いて実行している。東海村でも「地域担当職員制度」を導入できないか質問します。 2. 山田村長が機会あるごとに述べている自治加入のメリットの件 御前崎市では市外から転入して住宅を取得した場合や、市内の借家に住んでいた人が自分の住宅を取得した場合に、「住宅取得補助金」や「定住促進奨励金」を最高50万支給しています。支給条件の一つに新たに該当する自治会に加入する事になっています。加入者のメリットを明確にする補助金制度の新設ができないか質問します。
回答	<p>(自治推進課)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 「地域担当職員制度」の導入とのことですが、今年度の村の重点施策として「持続可能なまちづくり」を掲げており、そのひとつに「地域自治活動の活性化に向けた新たな支援方策の検討」があります。 地域における担い手が不足している中で、まちづくり協議会の創設など新たな支援方策のあり方を検討していきますが、今年度から村内6箇所あるコミュニティセンターにセンター長として職員を配置しております。行政経験の豊富な再任用職員を配置し、様々な課題に取り組んでいきたいと思っております。 現状における「地域担当職員制度」の導入につきましては、ひとつの手段として検討いたします。 2. 自治会加入率の向上につきまして、他の自治体では人口減少問題と併せた問題として取り上げ、「住宅取得補助金」や「定住促進奨励金」の支給条件に自治会加入を義務付けて実施している自治体もございます。 このような方法も加入率向上の方法としてございますが、改めまして、本村における自治会加入率の減少がどのような理由によるものなのか、

回答	<p>現状を把握すべきと考えております。</p> <p>加入しない理由は、「プライバシー」や「役員選出」などを懸念した理由なのか、他に原因があるのかを把握しなければ、加入促進の手段を図ることは困難と考えております。</p> <p>村では村民に対するサービスを平等に行わなければならないという基本原則はございますが、自治会加入者に対するメリットを設けるなど、加入率の向上について、単位自治会の連絡調整機関である東海村自治会連合会と協働により対応を図っていきたいと思います。</p>
----	---

質問事項 (題 目)	自治会長と行政協力員・併任について
質問要旨 (内 容)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 各種委員の人選は、どのように行う予定なのか。 2. 赤い羽根募金、村社協への協力金、青少年育成村民会議への協力金は、どのように行うのか。 3. 村情報の村民への周知方法は、どのように行うのか。 4. 自治会と行政の「協働」を、どのように行うのか。
回答	<p>1. について (人事課)</p> <p>各種委員の人選につきましては、付属機関等の設置や委員の選任に際しての基準を示した「東海村付属機関等の設置及び運営に関する規則」を定めております。</p> <p>この中では、幅広い職業層・年齢層の中から適切な人材を選任することをはじめ、男女比率、連続選任、重複選任への配慮など、いくつかの基準を設け、委員の公募についても「検討し、実施するよう努める」こととしております。</p> <p>さらに、自治基本条例においても、「原則として公募の委員を加えるとともに、男女比率、年齢構成、地域構成等に配慮して村民の多様な意見を反映すること」と規定されているところであります。</p> <p>そのような中、一例として総務部で所管している統計調査員の人選依頼についてお答えいたしますと、現在、統計調査員については様々な住民の方の情報を取り扱うことから、統計調査を円滑に進めるため、できるだけ地域の実情に詳しい住民の方にお願することが望ましいとの考え方から自治会長に対し、統計調査員の推薦依頼をお願いしているところであります。</p> <p>しかし、自治会長の負担軽減は大変重要な課題と考えていることから、今後は、行政協力員制度廃止の趣旨を踏まえ、自治会長の負担軽減と地域からの委員選任についての課題等を整理し、自治会ともご相談させていただきたく考えております。</p> <p>(福祉保険課)</p> <p>私どもは、従前から、民生委員・児童委員の推薦を自治会長にお願いしております。これは、民生委員・児童委員が、単位自治会の区域を基盤に活動し、区域内の高齢者や障がい者、低所得者、子育て家庭などに対する相談支援を行うなど、地域住民のために活動いただいていることによるものです。</p> <p>地域の福祉向上のために大変なご尽力をいただいている方々ですの</p>

回答

で、引き続き、自治会長を始め自治会内の他団体の方々とも十分な連携を図ることができる適任者を推薦できるよう、これまで同様、地域の実情を最も把握している自治会長に、候補者の推薦をご依頼させていただきたいと考えておりますが、自治会の皆様へご相談させていただきます。

(生涯学習課)

青少年相談員の業務には、地域の方からの電話相談や地域の店舗への啓発活動などもあります。このことから、生涯学習課としましては、引き続き各地区からの選出させていただきたいと考えておりますが、その方法につきましては、現在、関係課とも検討を進めており、自治会の皆様へもご相談させていただきます。

2. について

(福祉保険課)

赤い羽根共同募金、村社協会費(協力金)等は、地域に直接的に還元され、地域の福祉向上のために活用される資金です。また、日本赤十字社の社資も、一定額を各単位自治会に配分するなど直接的に還元しているほか、災害時などは、物資に形を変えて全国で支援し合うという、相互扶助に基づく資金です。

このように、住民福祉の向上や、災害支援に広く活用される各種資金の確保には、地域住民一人ひとりのお気持ちと、自治会組織のご協力が欠かせません。

ご苦労をお掛けいたしますが、「地域のために使われる」という点をご理解の上、引き続き取りまとめにご協力を賜りたいと考えておりますので、自治会の皆様へご相談させていただきます。私どもも、これまで以上に、「どういう趣旨の資金なのか」「どう活用されるのか」という点を、しっかりとご説明させていただくこと、また、集金方法の更なる簡素化策の検討などを通し、皆様のご理解を賜りたいと考えております。

(生涯学習課)

現在の青少年育成東海村民会議各支部は、自治会組織の教育部会に属している自治会がほとんどであります。青少年育成東海村民会議の会費につきましては、取り纏めてしていただいた金額すべてを各支部の会費として、お戻ししております。このことから、青少年育成東海村民会議会費は自治会活動費としての側面もありますことから、引き続き、自治会での取り纏めをお願いしたいところではございますが、今後、関係課とも検討を進め、自治会の皆様へもご相談させていただきます。

3. について

(広報広聴課)

行政からお願いをしております回覧文書につきましては、その必要性

回答

についてよく見極めながら、周知が必要と判断される情報を、できるだけ「広報とうかい」の誌上に情報を集めて、お知らせを出来るように努めてまいります。

また、各種団体等からのチラシやリーフレットといった文書等につきましては、各コミュニティセンターや、村内のスーパー、コンビニ等配置するなど、さまざまな場所で情報が入手出来るような方策を検討しているところです。

4. について

(自治推進課)

本村では、平成24年に制定された東海村自治基本条例に基づき、本年3月に「協働の基本的な考え方と進め方」を示した「東海村協働の指針」を策定し、4月から5月初旬に各地区自治会への説明を行い、今後、全戸配布を予定しております。

ご質問の「単位自治会の位置づけ」につきましては、今までと変わりなく、村では単位自治会に対し支援を行って参ります。

次に、ご質問の「共助と公助の繋ぎはどのようになるのか」ということですが、自治会との協働につきましては、東海村自治基本条例第5条の自治の基本原則である「村民主体の原則」「情報共有の原則」「参画と協働の原則」「補完性の原則」に基づき、「自助・互助・共助・公助」の「共助」のところを、自治会の皆様と十分な話し合いにより進めるよう努めていきます。この協議の場として、村では「まちづくり協議会制」を提案させていただいております。

「公助」につきましては、今までどおり村が行うべき行政サービスを皆様に提供してまいります。

行政協力員の廃止につきましては、今まで十分な検討が無く自治会長へお願いしていた業務について、役場職員は業務精査や再考をしなければならず、役場職員の意識改革、行政改革の一環として実施いたします。

(防災原子力安全課)

これまで、真崎地区自治会では、コミュニティセンターが基幹避難所として有効に働くために、地区自治会と単位自治会の連携を強化し防災組織を立ち上げ、防災訓練を行っていることは、理解しております。今後も行政としてもご協力させていただきたいと考えております。

単位自治会から基幹避難所へ自治会役員の派遣を計画していることですが、単位自治会については、今後も活動を継続されると思います。

地区自治会の枢要なメンバーとして今後も単位自治会があるわけですから、そのような中で協力体制をさらに進めていただき、基幹避難所の運営をはじめとする災害時の対応をしていただければと思います。

<p>質問事項 (題 目)</p>	<p>遊歩道の整備について</p>
<p>質問要旨 (内 容)</p>	<p>東海駅から神楽坂親水公園→権現山古墳→真崎古墳→阿漕ヶ浦→村松虚空蔵尊→大神宮に至る遊歩道の環境整備を再度要請します。</p> <p>特に阿漕ヶ浦公園に隣接する阿漕ヶ浦の湖面には、枯木や水生植物が目立ち景観を損ねています。国体のホッケー会場の整備と合わせて水辺の整備や、遊歩道、憩いの場の新設をお願いしたい。</p> <p>真崎古墳群の中は、古墳区域のため、間伐や樹木の剪定等はされていません。そのため日中でも古墳群の中は薄暗く散策する人はいません。杉の大木だけでも間引きしてもらえれば明るくなります。安心して入れます。古墳群の維持と、里山維持の目的から逸脱しない程度に整備をお願いします。</p> <p>阿漕ヶ浦周辺の整備と、古墳群の公園化に向けたスケジュールを説明願いたい。</p>
<p>回答</p>	<p>(都市整備課)</p> <p>阿漕ヶ浦周辺の整備は、平成 31 年の国民体育大会の開催、国道 245 号の 4 車線化整備、幼保連携施設整備に伴う既存施設の跡地利用など、多くの課題を抱え計画的かつ効果的な事業の推進が望まれています。このことから、平成 26 年度に阿漕ヶ浦周辺整備構想連絡調整会議を立ち上げ、①阿漕ヶ浦周辺②村松周辺③細浦青畝④旧保育所幼稚園用地の 4 エリアの構想（パース図）を取り纏めました。また、構想の概要については、8 月 6 日の役員会開催時に説明させていただきました。阿漕ヶ浦周辺の形成と活性化を図れるよう検討してまいりたいと考えており、今後、作成したパース図を基に地域の方々と具体的な話し合いを進めてまいります。また、国民体育大会のホッケー会場は開催にあわせ整備する必要があるため平成 28 年度から整備していく予定でございます。</p> <p>(生涯学習課)</p> <p>真崎古墳群の整備につきましては、文化財としての管理が必要であることから、ご質問の中にもありますとおり、古墳群の維持と里山維持の目的から逸脱しないように、地元の皆様とご相談しながら間伐や剪定を可能な範囲で進めたいと存じます。</p>